

ソグド人漢文墓誌訳注(9)

## 西安出土「安伽墓誌」(北周・大象元年)

ソグド人墓誌研究ゼミナール

### はじめに

二〇〇〇年五月～七月、陝西省考古研究所は西安市の北郊で十五基の古墓を発掘し、調査整理を行った。そのうち十三基は西晋時代に属し、残る二基は北周時代の墓葬であった。その二基の北周墓の一つが、本稿で取り上げる安伽墓である。発掘地点は、西安市未央区大明宮郷炕底寨村の北西約三〇〇m。墓道が南より北に向かって約八m穿たれ、その先に墓門があり、さらに約二・五mの甬道の奥に一辺約三・六mの墓室が設えられていた。墓門(石門)の上部には半月形の飾り版が施され、中央部に三頭の駱駝とその背上の台で燃える火炎、その左右には上半身が人間で下半身が鳥類の二対の有翼神像などが描かれていた。この有翼神はスラオシャと思われ、中央の火炎とともにゾロアスター教意匠であることを示していた。また、墓室には足付きの長さ約二・三mの石棺牀が置かれ、その上と左右の床に三枚の石製パネルが倒れていたが、それらは元々は石棺牀の奥面と左・右面に立てられていたものと推測された。高さ六八cmのそのパネルには、合計十二面の彫刻が施され、金・赤・緑などの顔料がまだ色鮮やかに残されていた。彫刻には、獅子狩、胡旋舞、琵琶楽士などの西域系意匠が認められた。その見事なレリーフは、前号で取り上げた「虞弘墓」や二〇〇三年発見の「史君墓」などととも、学界の耳目を集めたのであった。

本墓葬の調査では副葬品の発見が少なかったが、甬道には遺骨・銅帯具とともに誌蓋と誌石の墓誌が残されていた。鑑定の結果、遺骨は五十歳以上の男性一体のもので、コーカソイド系の特徴を有していた(後掲、参考文献④、九二～一〇二頁)。また墓誌によれば、被葬者の姓名は「安伽」といい、埋葬は北周の大象元年(五七九)であることがわかった。安姓はいうま

でもなくブハラ系のソグド姓であり、誌蓋と誌石には「薩保」の肩書きが刻されており、さらには上述の墓門上部や石棺牀のレリーフの意匠から見て、被葬者はソグド人と推定されたのである。安伽墓の墓門、石棺牀、墓誌などの出土品は、現在は西安市「陝西歴史博物館」に所蔵されている。本稿で取り上げるのは、この「安伽墓誌」に刻された情報である。

さて、「安伽墓誌」の誌石は、縦横四七cm、厚さは約七・五cmであり、墓誌文は全一八行、毎行一九字、楷書体で刻され、保存状態は良好である。誌蓋は縦横ともに誌石と同サイズであり、篆書体で三行、毎行四字で「大周同州薩保安君之墓誌記」の十二字が刻される。本稿執筆者のうち、石見清裕・福島恵の二名は、科学研究費補助金基盤研究(A)(一般)「シルクロード東部地域における貿易と文化交流の諸相」(研究代表・森安孝夫、大阪大学文学研究科教授)による調査の一環として、二〇〇五・二〇〇六年に西安を訪れ、墓誌石を実見・調査することができた。本稿は、その際の調査の成果も踏まえている。

## 参考文献

- ① 陝西省考古研究所「西安北郊北周安伽墓發掘簡報」(『考古与文物』二〇〇〇一六)
- ② 陝西省考古研究所「西安發掘的北周安伽墓」(『文物』二〇〇一一一)
- ③ 韓偉「北周安伽墓圍屏石榻之相關問題淺見」(『文物』二〇〇一一一)
- ④ 陝西省考古研究所編著『西安北周安伽墓』(文物出版社、二〇〇三年)
- ⑤ 劉文鎮《「安伽墓誌」与「閔中本位政策」》(『中山大学学报(社会科学版)』二〇〇三一一)
- ⑥ 榮新江・張志清主編『從撒馬爾干到長安——粟特人在中国的文化遺迹』(北京圖書館出版社、二〇〇四年)
- ⑦ 羅新・葉焯『新出魏晉南北朝墓誌疏証』(中華書局、二〇〇五年)
- ⑧ 韓理洲等輯校編年『全後周文補遺』(『全北齊北周文補遺』、三秦出版社、二〇〇八年)

以上のうち、「安伽墓誌」の拓本写真は、文献①三四頁、②八頁、④六一頁、⑥六六頁に、録文は、文献①三五頁、②二五～二六頁、④六一～六二頁、⑤四一頁、⑦三〇八頁、⑧四三頁に、墓誌文と在来史料との基礎的な対照は、文献①三三頁、②

二一～二三頁、④六二～六三頁、⑤四一～四二頁に、それぞれ掲載される。墓室の構造や出土遺物、および発掘調査経過の詳細は、文献①、②、④を、またレリーフの解釈については、文献②、③、④を、また墓誌の出土状況の写真は、文献②図五、④図版九を参照されたい。

## 「安伽墓誌」訳注

### 凡例

- 1 本訳注は、録文・訓読・語釈・口語訳からなる。
- 2 テキストは、上記文献④六一頁および⑥六六頁の拓本写真による。さらに現地調査によって録文を確定した。
- 3 録文は、極力テキストの字体に忠実に写し、一部の異体字は本字に改めた。改行、空格もテキストどおりとし、便宜上句読点を付した。また、訓読と語釈見出しの字体は録文に従い、それ以外は常用漢字を使用した。訓読の送りがなは現代かなづかいとした。
- 4 引用史料の典拠は次のとおりで、引用箇所を頁数で示した。  
正史・『唐六典』・『元和郡県図志』・『太平寰宇記』 中華書局・標点本 『詩経』 集英社・漢詩大系 『春秋左氏伝』・『孟子』・『大載礼記』・『文選』・『蒙求』 明治書院・新釈漢文大系 『尹文子』 周秦名家三子校註 『尹文子校註』 古籍出版社
- 5 担当は、録文を福島恵が作成し、訳注は原文第六行「師儀郷邑」までを周春暉、第一四行までを峰雪幸人、銘文を植田喜兵成智が、考察のうち「同州と西魏・北周の覇府」を吉田愛、それ以外を石見が分担執筆し、それらを福島と石見がまとめた。考察「墓主の事跡(2)——大都督について——」は山下将司・平田陽一郎の教示を得た。地図は福島が作成した。本稿の責任の一切は、石見にあるものとする。

【録文】

- 1 大周大都督、同州薩保、安君墓誌銘
- 2 君諱伽、字大伽、姑藏昌松人。其先黃帝之苗裔。分
- 3 族因居命氏。世濟門風。代增家慶。父突建、冠軍
- 4 將軍、眉州刺史。幼擅嘉聲、長櫛望實。履仁蹈義、忠
- 5 君信友。母杜氏、昌松縣君。婉茲四德、引此三從。肅
- 6 睦閭闔、師儀鄉邑。君誕之宿祉、蔚其早令。不同流
- 7 俗、不雜跼塵。績宣朝野、見推里閭。遂除同州薩保。
- 8 君政撫閑合、遠迓祇恩。德盛位隆、於義斯在。俄除
- 9 大都督。董茲戎政、肅是軍容。志効鷄鳴、身期馬革。
- 10 而芒芒天道、杳杳神祇、福善之言、一何無驗。周大
- 11 象元季五月、遘疾終於家。春秋六十二。其季歲次
- 12 己亥十月己未朔、曆於長安之東。距
- 13 城七里。但陵谷易徙、居諸難息。佳城有歎、鐫勒永
- 14 無虧。其詞曰、
- 15 基遙轉固、派久弥清。光踰照廡、價重連城。方鴻等
- 16 鶩、辟驥齊征。如何天道、奄壑泉扃。寒原寂寞、曠野
- 17 蕭條。岱山終礪、拱木俄樵。佳城鬱、隴月昭昭。緜□
- 18 易、金石難銷。

【訓読】

大周の大都督、同州薩保、安君の墓誌銘

君、諱は伽、字は大伽、姑藏昌松の人なり。其の先は黃帝の苗裔なり。族を分かち、居に因りて氏に命く。世々門風を濟し、

代々家慶を増す。父突建は、冠軍將軍、眉州刺史なり。幼くして嘉聲を擅にし、長じて望實を標(標)す。仁を履み義を蹈み、君に忠たり友に信たり。母杜氏は、昌松縣君なり。茲の四德に婉い、此の三従を引(弘)む。閭閻に肅睦たりて、郷邑に師儀たり。

君、之の宿社に誕れ、其の早令に蔚たり。流俗を同にせず、黜(黜)塵に雜らず。績は朝野に宣がり、見は里閭に推され、遂に同州の薩保に除さる。君の政は閑合を撫し、遠迹、恩に祇たる。德は盛んにして位は隆く、義におけるや斯に在り。俄かにして大都督に除さる。茲の戎政を董し、是の軍容を肅す。志は鷄鳴に効い、身は馬革を期す。而れども芒芒たる天道、杳杳たる神祇、福善の言、一に何ぞ驗無からん。周の大象元季五月、疾に遭いて家に終る。春秋六十二。其の季の歲次己亥十月己未朔、長安の東に厝く。城を拒ること七里なり。但だ陵谷は徙り易く、居諸息まり難し。佳城(殯)れること有れども、勅に銜ちて永く虧けること無からしめん。其の詞に曰く、

基は遥かにして轉た固く、派は久しくして彌よ清し。光は照應を踰え、價は連城より重し。鴻と等しく驚るに方えられ、驥と齊しく征くに辟(譬)えらる。天道を如何せん、奄かにして泉扃を暨る。

寒原は寂寞として、曠野は蕭條たり。岱山も終には礪となり、拱木も俄かに樵となる。佳城は鬱鬱たりて、隴月は昭昭たり。緯：は：し易けれども、金石は銷び難からん。

### 【語釈】

①「大都督」軍隊の指揮統率官、または位階の一つ。後掲、考察「墓主の事跡(2)——大都督について——」参照。

②「同州薩保」同州は現在の陝西省大荔県。王仲犖『北周地理志』関中、同州(五五頁)参照。薩保はソグド語 *sakpaw* の漢字音写で、「薩甫」「薩宝」とも表記する。隋以前はソグド人聚落のリーダー、唐ではゾロアスター教徒の監督者(本誌第二六号「史射勿墓誌訳注」語釈⑤参照)。

③「姑臧昌松」姑臧は、涼州武威郡の異称で、現在の甘肅省武威市。『元和郡県図志』卷四〇、涼州の条(一〇二〇頁)によれば、昌松県は姑臧県の東南二〇里(約五〇km)に位置する。『北周地理志』隴右、涼州(二一三―二一四頁)参照。現在の武威と天祝藏族自治州の中間付近。『魏書』卷一〇六下、地形志下(二六二―二四頁)では、涼州に昌松郡が置かれ、温泉・楸次・莫口の三県を領している。

④「黃帝」中国伝説上の五帝の一人目。「曹欽墓誌」(『唐代墓誌彙編統集』乾封一四、一六六頁)に「其先黃帝之後」とあり、「李(安)元光及妻阿史那氏墓誌」(同、貞元三〇、七五四頁)に「軒轅氏廿五子在四裔者、此其一焉」とあり、ソグド人のものと思われる墓誌にも黃帝を先祖とする例が見られる。

⑤「氏に命く」命氏は、氏を賜う、または氏に名づくの意。『春秋左氏伝』隱公八年の伝(九〇〜九二頁)に「天子建徳、因生以賜姓。昨之士而命之氏」とあり、『旧唐書』卷八一、劉祥道伝(二七五二頁)に「兩漢用人、亦久居其職。所以因官命氏、有倉・庾之姓」などとある。ここは主語が天子とは思われないので、「なづく」と訓じる。

⑥「冠軍將軍」王仲肇『北周六典』卷九、戎号(六〇一頁)によれば、冠軍將軍は七命に位置される。『魏書』卷一一三、官氏志九(二九九五頁)によれば、從三品におかれ、後の唐代には冠軍大將軍と呼ばれ、『旧唐書』卷四二、職官志一(一九二頁)では正三品の武散官である。

⑦「眉州刺史」眉州は現在の四川省眉山県一帯。『北周地理志』劍南、眉州(二六〇頁)参照。西魏末年以降、北周は確かに四川まで支配力を伸ばす(前島佳孝「西魏の四川進攻と梁の帝位鬭争」、中央大学『大学院研究年報』(『文学研究科篇』二一九、二〇〇〇年、同「西魏・北周の四川支配の確立とその経営」、中央大学人文科学研究所『人文研紀要』六五、二〇〇九年)が、安伽の父が眉州の刺史を勤めたとも思われず、これは遥領または死後贈官などの名目的な授官である。

⑧「望實を櫛す」「櫛」は「櫛」の譌字。櫛は標に通ず。「望実」は外見と内実。

⑨「昌松縣君」縣君は外命婦(宮廷外の女性の封爵)の一つ。『周書』卷五、武帝紀、保定二年(五六二)閏正月己丑の条(六六頁)に、「詔柱国以下、帥都督以上、母妻授太夫人、夫人、郡君、県君各有差」とあり、県君授与の例が見える(『北周六典』卷九、県君(六二二〜六二二頁)参照)。ちなみに、唐代の外命の制は、『唐六典』卷二、尚書吏部、司封郎中の条(三九九頁)に「五品、若勳官三品有封、母・妻為県君」と規定される。

⑩「四徳」婦人の守るべき四つの教え。婦徳、婦言、婦容、婦功(本誌二七号「史訶耽夫妻墓誌訳注」語釈<sup>64</sup>参照)。

⑪「三従」『大載礼記』本命(五一九頁)によれば、婦人には三従の道があり、「在家従父、適人従夫、夫死従子、無所敢自遂也」とされる。

⑫「閨闈に肅睦たり」「閨闈」は、ねやとおくぎしき、婦人の居處。「肅睦」は、つつしみむつまじい様子。

⑬「早令」「早」は若い、「令」はよい。

⑭「鬪塵」 かまびすしい俗世間。世俗のうるさく穢れている意。「鬪」は「鬪」。

⑮「里閉」 村里。

⑯「閉合」 「閉」はふさぐ、おだやか、ひま。「合」はあう、ならぶ、とも、つれあい。「閉合」は古典・詩文に用例を見出し得ないが、ここは文意から安易に生活する人々、庶民の意と思われる。

⑰「志は鶏鳴に効い」「鶏鳴」は、鶏の鳴き声。『孟子』尽心章句上（四六三頁）に「雞鳴而起、孳孳為善者、舜之徒也」とある。ここでは、かの聖人の舜の志に倣う意。

⑱「身は馬革を期す」 後漢、馬援の故事。『後漢書』卷二四、馬援列伝（八四一頁）に「男兒要当死於辺野、以馬革裹屍還葬耳」とある。馬援が「男子たるもの辺境などの戦地で死ぬことを求め、馬の革で屍を包まれて還り葬られるべきだ」とした心構え。

⑲「芒芒」 広々としたさま。

⑳「杳杳」 いくえにも重なりあうさま。誌石では、二文字目の下部の「日」が未刻（磨滅や欠損ではない）であるが、上部が一字目と同様であること、「芒芒」と対句となることから、「杳」と推測。

㉑「城を拒ること七里」 『隋書』卷八、礼儀志、喪葬の条（一五六～一五七頁）に「開皇初、高祖思定典禮……在京師葬者、去城七里外」とあり、隋代には都を離れること七里以内には埋葬できないとされ、『天聖令』喪葬令・不行唐令第四条にも「諸去京城七里内、不得葬埋」と受け継がれた。本墓誌から、同様の規定が北周期にすでに存在していた可能性が指摘できよう。後掲、考察「西安北郊のソグド人墓」参照。

㉒「居諸」 日月のこと。『詩経』国風、邶風、柏舟（上、一一〇頁）に「日居月諸、胡迭而微」とある。

㉓「佳城」 良い城。転じて、墓地。後掲語釈<sup>⑳</sup>参照。

㉔「黙れる」 黙は聲に同じ。くずれる、やぶれる。

㉕「照塵」 値が付けられないほどの玉。『尹文子』卷上（三一～三二頁）掲載の故事をふまえた表現。魏の田父が耕地で見つけた玉が、夜に自宅の軒下で光ったために田父は恐れて棄て、隣人がこれを魏王に献上したところ、玉工が「天下の宝」と鑑定したという。四部叢刊初編（〇九四）「尹文子」（五頁）は、「田父」を「田夫」に作る。

㉖「連城」 連城壁。十五城にも匹敵した和氏の壁のこと。本誌二九号「史鉄棒墓誌記注」語釈<sup>⑳</sup>参照。

②7 「泉扃」 墓門。「扃」は門戸のこと。黄泉への門。

②8 「岱山も終には礪となり」 岱山は泰山のこと。『史記』卷一八、高祖功臣侯者年表（八七七頁）に見える「封爵之誓曰、使河如帶、泰山若厲。國以永寧、爰及苗裔」を踏まえた表現。永久に変わらない誓約の喩え。ここは、泰山も磨滅するほど長い時の経つ意。本誌三二号「史道徳墓誌訳注」語釈③③参照。

②9 「拱木も俄かに樵となる」 拱木は、墓に植えた木。「墓木已拱」（墓の木が両手で囲む太さになるほど年月がたつ意。『春秋左氏伝』僖公三二年（四三九頁）参照）を踏まえた表現。長い年月を経て大木となった墓地の木も、やがては切り倒されるという意。

③① 「鬱」 「鬱（鬱）」の下におどり字はないが、あるものとして解釈すべきである。「鬱鬱」は樹木がこんもりしげっている様子。『蒙求』滕公佳城（五〇八頁）に「佳城鬱鬱、三千年見白日」とある。本誌二七号「史訶耽夫妻墓誌訳注」語釈③③参照。

③② 「隴月」 「隴月」は「壘（あぜ）にかかる月」ととるよりも、「隴月」と解する方がよい。『文選』哀傷、潘安仁「悼亡詩」（詩篇、一三五～一三六頁）に、「歲寒無與同、朗月何隴隴」とある。隴月は墓地の描写にしばしば使われ、「史訶耽夫妻墓誌」銘文に「隴月空懸」とあり（本誌二七号、一五七頁）、「史鉄棒墓誌」銘文にも「隴月霄映」とある（本誌二九号、八四頁）。

③③ 「緜…は…し」 第一七行「緜」の下は刻字があり、磨滅のため判読不能だが、第一八行「易」の下は刻字がなく、一字分の空格がある。文意から見て、意図的な空格ではなく、「ほろぶ」「さえる」「くずれる」などの意味を持つ文字の未刻だと思われる。

## 【口語訳】

北周の大都督、同州薩保、安君の墓誌銘

君は、諱を伽、字を大伽といい、姑藏昌松の人である。その先祖は黄帝の末裔である。分かれた一族が、その居住地によってそれぞれ姓を名乗った。以後、代々その家風を受け継ぎ、一門の幸いは増していった。父の突建は、冠軍將軍・眉州刺史であった。幼くして立派な声聞をほしいままにし、成長してからも名実ともに秀でた人であった。正しい仁義を踏み行い、君主には忠義を尽くして友人には誠実であった。母の杜氏は、昌松県君であった。彼女は婦人の守るべき四つの教えに従い、婦人



の徳によつてよく仕えた。奥座敷にいてはつつしみ睦み、手本となつて郷里を教導した。

君は、このような幸せな宿命のもとに生まれ、若い頃から立派に育つた。世俗と行動をともにせず、俗塵の者と交わる事がなかつた。やがて、その功績は朝野に明らかとなり、その見識は里人たちに推され、遂に同州の薩保に任命された。君の政治は庶民をいづくしみ、遠近の人々はその恩をうけた。君の徳は盛んで位は高く、まさに道義はここにきわまつた。そこで、間もなくして大都督に任命された。こうして軍政を監督し、この軍容を嚴肅にした。その志はかの舜のように高く、その身はかの馬援のように潔かつた。

それにもかかわらず、広々とした天道や重なり合つた天地の神々の、善人に幸福をもたらすべき言葉は、どうしてみな効果が現れないのであろうか。君は、周の大象元年（五七九）五月に病氣に罹り、家でその生涯を終えた。享年は六十二であつた。その年、歳次己亥の十月己未朔の日、長安の東に埋葬された。城から七里の距離にある場所である。ただし、陵墓の地は移ろいやすく、月日は過ぎ去つてしまうものである。墓地はいずれは崩れるであらうが、君の業績は石に刻んで朽ちることがないようにする。その詞は、次のとおりである。

一族の初めははるか昔にさかのぼり、血統はますます固く結びつき、生じた派脈は長い年月をかけていよいよ清らかであつた。そこより生じた君の光は、かの軒のきを照らした玉よりも輝き、その価値はあの和氏の璧よりも尊かつた。君の走る姿は鴻鳥になぞらえられ、君の行く姿は駿馬にたとえられた。それなのに天の道はどうすればよいのだろうか、俄かに君は亡くなり、墓の扉は閉ざされてしまつた。

ひっそりとした墓地の原はさびしくむなしく、広々とした野原は静まりかえつてゐる。泰山もいつかは磨滅し、大樹もやがては薪となるであらう。墓地は樹木がうつそうと生い茂り、朧月は明るく照らしている。かとり絹や：は：しやすいが、金石は滅びずいつまでも残るであらう。

## 考 察

### 墓誌の構文と一族の中国移住

安氏を姓とするソグド人の存在は、これまでに編纂史書や考古史料によつて数多く知られているが、墓誌史料に限れば実は

本「安伽墓誌」が最古のものである。墓主安伽に相当する人物は、在来の史料中には一切見当たらない。本墓誌の発見によって、初めてその存在が確認された人物である。

本墓誌文の構文は、誌題（第一行）、誌序（第二―四行）、銘（第一五行以下）からなる。銘は二章立てで、第一章で墓主の血統と生前の栄えある姿が、第二章で墓地の寂しさと墓主の栄光が忘れ去られないよう願う気持ちが詠われる。誌序は、①家系と父母の記述（第六行「師儀郷邑」まで）、②生前の墓主の事跡（第九行「身期馬革」まで）、③墓主の死と埋葬の記述のごとくに段落分けされよう。全体としてさほど長文ではなく、生前の墓主に関する情報量も多くはない。

さて、墓誌文によれば、墓主安伽は北周・大象元年（五七九）に数え年六十二歳で没したのだから、生年は五一八年（北魏・孝明帝の神龜元年）ということになる。その生涯を北朝政治史に重ねてみれば、安伽十八歳の時に北魏が東魏・西魏に分裂し、四十歳の時に北周が西魏より禅譲を受け、そして安伽は北周が北斉を併合した二年後に没した。さらにその没後二年に、隋の文帝が即位することになる。つまり、墓主安伽は、北魏の最末期から隋の成立の直前までの時代を生きた人である。

残念ながら、彼の妻に関しては墓誌には一切記すところがない。別に夫人の墓誌は出土せず、また発掘報告には男性一体分の人骨しか報告されていないので、夫婦合葬墓ではないと思われる、安伽の婚姻関係は全くわからない。祖先の記述についても、祖父以前には遡らず、墓主の両親に関して記すのみである。それによれば、父の突建は冠軍將軍・眉州刺史、母の杜氏は昌松県君であったという。これらの官職が、北魏・東魏・北周のいずれのものなのかについても不明である。むしろ、語釈⑦でも触れたように、ソグド系安氏の者が四川・眉州の刺史を勤めたとも思われないので、両親の官職は息子安伽の地位による死後の贈官と見るのが穏当かと考えられる。したがって、両親の官職からだけでは、安伽の一族の中国移住時期が北魏なのか、東魏なのか、北周なのかは断定できないのである。

ただし、墓誌文第二行に墓主の本貫を「姑臧昌松」と刻しているのが、親の代にはここに移住していた可能性はある。注目されるのは、母親の姓を「杜氏」と記すことである。杜氏はソグド姓にはなく、漢族姓であるので、安伽の母が漢族だとすれば、父の突建は姑臧で彼女と結婚した可能性が高い。とすれば、安伽は姑臧でソグド人と漢人のハーフとして生まれたことになり、ソグド語・漢語のバイリンガルであったかもしれない。

安伽の父が一時姑臧に住んだと見るのは、同地がソグド人の多く居住する地であったことから領けよう。武威周辺には安興貴・安修仁・安元寿・安敬忠などが、また北西の酒泉には安諾槃陀・安吐根などのソグド人が、特に安姓の者が史料上多く

確認できるからである。ただし、安伽自身は長安で埋葬されたのであるから、一家は（少なくとも安伽は）武威周辺からさらに長安に移住したと見なければならぬ。その武威から長安への移住ルートは、姑蔵昌松から南向して天祝藏族自治州、烏鞘嶺を越えて蘭州に出て、渭水沿いのルートを東向するか、あるいは姑蔵昌松から武威を通じて東の中寧方面に出て、清水河沿いを南東に向かって固原方面を通るルートか、そのいずれかであったと見てよいであろう。

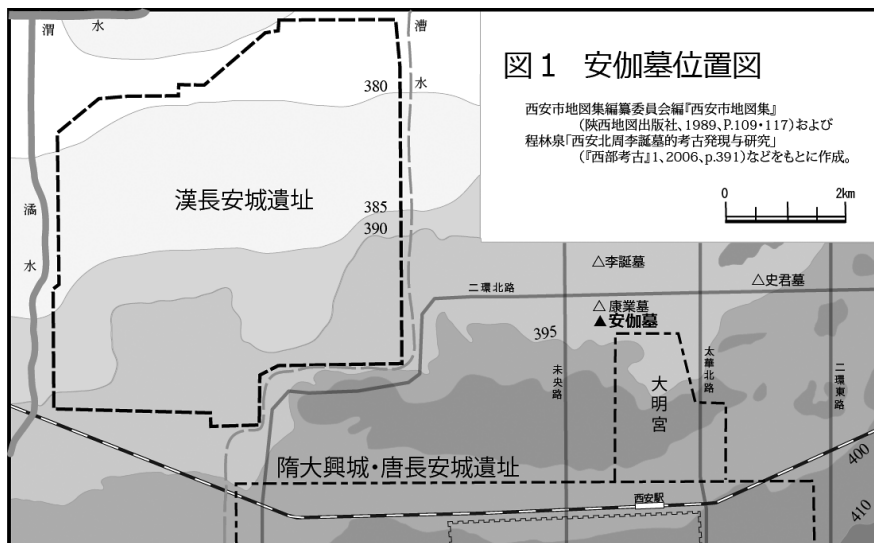
### 西安北郊のソグド人墓

その安伽墓が発見された西安市北郊一帯では、同じソグド人の史君墓（井上村、二〇〇三年発掘）・康業墓（炕底寨村、二〇〇四年発掘）、さらには劇賓人の李誕墓（南康村、二〇〇五年発掘、福島恵「劇賓李氏一族攷―シルクロードのバクトリア商人―」（『史学雑誌』一一九―二、二〇一〇年、参照）が、相次いで発見された。それらの位置関係は、安伽墓の北約一五〇mに康業墓、さらにその北方約五〇〇mに李誕墓、安伽墓の東方約二kmに史君墓が分布する（図1）参照。「李誕墓誌」に「其季閏月、葬中郷里（其の季〔北周・保定四年、五六四年〕の閏月、中郷里に葬す）」とあるので、この一帯は「中郷里」と呼ばれる地であったことがわかる。すると、この中郷里は、北周時代には外国人の墓葬地であった可能性が想定されてくる。

ところで、これらの外国人墓が発見された場所は、唐・長安城大明宮区画の北方にあたる。ただし、安伽らが埋葬された北周期には

図1 安伽墓位置図

西安市地図集編纂委員会編『西安市地図集』  
 （陝西地図出版社、1989、P.109・117）および  
 程林泉『西安北周李誕墓的考古發現与研究』  
 （『西部考古』11、2006、p.391）などをもとに作成。



もちろん隋・大興城も唐・大明宮も築かれていないので、安伽は漢代以来の長安城の東郊に埋葬されたのである。漢・長安城と推定される区域の東端付近から安伽墓までは約三・五kmの距離があり、一里約五〇〇mで計算すると、墓誌文の「城を拒ること七里」の記述とはほぼ合致する。語釈②に触れたように、『天聖令』喪葬令・不行唐令第四条に、

諸ぞ京城を去ること七里の内は、葬埋するを得ず。

とある。『唐令拾遺』では、「附録」に隋・開皇令として、

京師に在りて葬する者は、城を去ること七里の外とせよ。

とある。『拾遺』の依拠した『隋書』巻八、礼儀志（一五六頁）には、

開皇の初め、高祖、典礼を定めんことを思う。……其の喪紀は、上は王公より下は庶人に逮ぶまで、令を著わして皆定制と爲し、相い差越する無し。

とあり、続く後文中に右の文が登場する。これだけ見れば、この喪葬令条文は隋の高祖が制定した開皇令で規定されたように思われるが、本「安伽墓誌」の出現によって、北周期にすでに「城を去ること七里」という思想が存在したことがわかる。というのも、墓誌文の書き方は埋葬地を記したのであるが、同時にそこには当時の喪葬規定もしくは習慣が意識されていると考えられるからである。したがって、隋・唐の喪葬令の本条は前代のものを継承したと見てよいであろう。

とすれば、安伽が埋葬された長安城東郊の地は、外国人の墓域であったと見るよりは、当時の長安居住の人々一般にとつての墓地造営場所の一つだったと考える方が妥当であろう。この一帯は龍首原と呼ばれ、漢代以来の墓葬数千基が発見されているからである。ただし、北周期の大型墓葬は主として西方の咸陽市渭城区（現在の咸陽国際空港付近）より発見され、安伽墓周辺での発見はさほど多くはない（参考文献④、三三四頁）。こうした情況から見ると、安伽・史君・康業・李誕が長安で外来人コミュニティを形成していたことは、想定されてよいかもしれない。なぜなら、この四人はいずれもほぼ同世代の人間であり、約十五年の間に同じ地域に埋葬されているからである。さらには、李誕の息子李陀の妻は安氏であり、ソグド人と見られ、鬪賓人の李誕がソグド人とつながりを持っていたことがわかるのである（以上、福島恵前掲論文参照）。

「李誕墓誌」には、李誕は保定四年四月九日に「薨萬季里宅（萬季里の宅に薨す）」とあり、北周の万年里は王仲孳『北周地理志』雍州、京兆郡万年県の条（一四頁）に「長安大城以內里坊、有万年里（長安大城以内の里坊に、万年里有り）」とあるので、李誕は長安城内の万年里に住居を構えていたことになる。本「安伽墓誌」には、安伽の最期を「疾に邁いて家に終る」

と記しており、そして彼は長安城東郊に埋葬されたのであるから、安伽の家は長安にあったと見てよい。おそらくは、李誕と同様に長安城内に邸宅を構えていたと考えてよいのではあるまいか。

#### 墓主の事跡(1) — 同州薩保について —

さて、墓主安伽の生前の事跡を振り返ってみると、墓誌から知られる情報は「同州薩保」と「大都督」の就任のみにすぎない。まず、同州薩保について考察してみよう。

薩保(薩宝・薩甫)は、墓主の時代にはソグド人集落のリーダーを意味するので、同州にソグド人の集落が存在したことは認められてよい。同州薩保の存在は、在来史料には一切見られず、本墓誌によつて初めて知られた情報である。同州が置かれていた陝西省大荔県は、西安からは北東約一一〇kmの距離にある。上述のように墓主の居住地は長安と考えられるのであるから、すると安伽の薩保就任とは、居住地とは別の地にあるソグド人集落の長に任命されて、その地に派遣されたという事例を想定しなければならなくなってくる。しかも、墓誌文には「續は朝野に宣がり、見は里閭に推され」とあり、この文意による限りでは、安伽はソグド人集落の人々から推戴されて薩保に就任したことになる。そのようなことがあるのであろうか。

まず、推戴による官職就任の事例から見えてみよう。本連載では取り上げていないが、「康業墓誌」(北周・天和六年(五七二))を見ると、そこに恰好の情報が刻されている。康業の父は西魏の「大天主」に就任した。この「天主」は「祇主」と解釈され(「祇」字は唐初に創案された)、康業は父から大天主を世襲したのであるが、父の就任について墓誌文第二(五行)には、次のように記される(詳細は、山下将司「北朝時代後期における長安政権とソグド人—西安出土「北周・康業墓誌」の考察—」、森安孝夫編『ソグドからウイグルへ』汲古書院、二〇一一年、参照)。

去る魏の大統十年(五四四)、車騎大將軍・雍州呼葉の翟門、及び西国胡の豪望ら、挙げて大天主と為さんとして云う、「祖は世々忠孝にして、積みて義仁を葉む。年徳は敦厚にして、且つ恭、且つ順なり。水清くして玉潔く、軌範と為るに堪う。物情に合うに諧い、衆望に允たると称えらる」と。乃ち、詔を降して許す。

これによれば、康業の父の大天主就任は、西魏の大統十年に車騎大將軍・雍州呼葉であつた翟門という人物と西国胡の豪望たちが推薦し、それを長安の西魏政権が承認して人事が遂行されたことがわかる。山下氏によれば、翟門が帯びた車騎大將軍は、西魏・大統十年時点では建国功臣に準ずる高官であり、仮にこの称号が大統十六年以降の称号を記したものだとしても、

それは長安の軍府長官もしくはそれに匹敵する地位を示す官位であり、翟門は一定の地歩を占めて長安在住ソグド人と西魏政權との橋渡し役を担っていたという。康業の父の大天主就任は、まさにソグド人トップ層の推戴によって実現しているのである。安伽の場合も同様であったと見てよいであろう。考えてみれば、政權側が外人集落の統治者を立てようとする目論みでも、当事者たちの意向を聞かなければ適切な人事はできなかったに違いない。安伽の薩保就任時期が、西魏がソグド人を政權に取り込もうとした大統十年もしくはそれよりやや後年のことだとすれば、それは安伽二十代半ば～三十代前半のことになる。それならば、居住地とは別の地の薩保に任命され、その地に派遣されるという点についてはどうであろうか。これまで発見されているソグド人墓誌の中には、次のような事例が見える。

	姓名	時代	居住地	薩保(薩宝)	就任地	出典
a	安諱(安修仁の祖父)	西魏	涼州	雍州薩宝		「安修仁墓碑」
b	史思(史多思)	北周	原州(固原)	京師(摩訶)薩宝		「史訶耽墓誌」「史鉄棒墓誌」
c	史君	北周	長安	涼州薩保		「史君墓誌」
d	虞弘	隋	太原(または鄴)	并・代・介三州郷団檢校薩保府		「虞弘墓誌」

〔参考文献〕 a…山下将司「隋・唐初の河西ソグド人軍団―天理図書館蔵『文館詞林』「安修仁墓碑銘」残巻をめぐって―」(『東方学』一一〇、二〇〇五年)、b…本誌二七号・二九号、c…石見清裕「西安出土北周「史君墓誌」漢文部分訳注・考察」(森安孝夫編『ソグドからウイグルへ』汲古書院、二〇一一年)、d…本誌三三三号

以上の例を見れば、薩保とは必ずしも居住地のソグド人集落のリーダーに就任するとは限らず、それ以外の地の薩保を帯びる者がいることがわかる。安伽の場合も、同様の事例だったと見てよいであろう。ただし、彼の場合も他の事例も、薩保就任者が赴任地(安伽ならば同州)に常駐するのではなく、普段は長安にいて薩保就任地のソグド人と長安政權との仲介役を果たしていたという可能性は、想定しておく必要があるかもしれない。安伽を薩保に推戴したのは、同州のソグド人たちか、もしくは彼らとつながりを持つ長安のソグド人だったであろう。とすれば、前述のとおり安伽はソグド人の父と漢人の母との間のハーフであったと思われるが、それでも彼はソグド人コミュニティの一員であり、しかも相当の人望を集める存在だったはず

である。だからこそ、ゾロアスター教色とソグド色の濃い、あれほど立派な墓が造られたに違いないのである。

### 墓主の事跡(2)―大都督について―

一方、安伽が就任したもう一つの大都督は武官であり、軍事職である。墓誌文に「茲の戎政を董し、是の軍容を肅す」「身は馬革を期す」とあることも、それを裏付ける。それならば、大都督とはどのような任務に就く武官なのであるうか。

西魏・北周時代の大都督には、次の三種のあり方が認められる。

① 出征軍団を率いる行軍司令官としての大都督。

② 柱国大將軍・開府儀同三司・儀同三司の三種の散官に対して、使持節とセットで授与される大都督号(『周書』卷二四、盧辯伝、四〇七頁。盧辯伝には「周制」と記されるが、実際には西魏末より施行)。

③ 散官(位階)としての大都督。西魏時代より散官と化した大都督が多数存在しており、安伽が大都督を授けられたと見られる北周時代の序列を示せば(建德四年以後)、上柱国大將軍―柱国大將軍―上大將軍―大將軍―開府儀同三司―儀同三司―大都督―帥都督―都督となる。一方、西魏二十四軍制成立以後は、儀同府や開府府(隋代では車騎府や驃騎府)に属する軍府官となることもある。本来散官でありながら実職を帯びる場合があるので、隋の開皇年間には「散実官」と呼ばれる(『隋書』卷二八、百官志下、七八一頁。宮崎市定『九品官人法の研究―科挙前史―』同朋舎、一九五六年、四九八―五〇五頁、王徳権「試論唐代散官制度的成立過程」『唐代文化研討會論文集』文史哲出版社、一九九一年、八四九―八五七頁)。

(以上、①については、前島佳孝「西魏・北周・隋初における領域統治体制の諸相」『唐代史研究』一五、二〇一二年、二七―二八頁、③については、濱口重國「西魏の二十四軍と儀同府」、同氏『秦漢隋唐史の研究』上巻、東京大学出版会、一九六六年、一八四頁、一九六―二〇〇頁を参照されたい。)

このうち、安伽が帯びた大都督の称号は、①と②ではないであろう。①であるとすれば、それは一回きりの臨戦体制における称号であるから、墓誌には「某々を討伐す」のごとき文言が続きそうなものであり、また墓誌文第一行の誌題に肩書きが「大都督、同州薩保」と記されるのもそぐわない。また、②であるとすれば、本来の肩書きである柱国大將軍・開府儀同三司・儀同三司の称号が墓誌には必ず記されるはずである。したがって、安伽の大都督は③の位階と解釈するのが最も妥当である。

ただし、③の場合に複雑なのは、「大都督」自体は勲功の閲歴や軍事上の位階を示すにすぎず、したがって大都督であるからといって必ずしも軍を率いて軍事に参加するとは限らないのであるが、その一方で、西魏二十四軍制成立以後は、二十四軍制の軍府（儀同府・開府府）に属する大都督として軍隊を率いることもあり得るといふ点である（前掲濱口論文、一八四頁および一九六―二〇〇頁）。安伽墓誌には「茲の戎政を董し、是の軍容を肅す云々」の文言が記されており、これが武官職に在る者を讃える常套句としての修辭でないとするれば、安伽は二十四軍制下の軍府に属する大都督として実際に軍隊を率いたことになる。

安伽が軍府に従属する大都督であったとすれば、如何なる兵種の軍隊を率いたのであるうか。西魏／隋の地方軍府は郷兵集団からなるとはしばしばいわれるが（谷川道雄「北朝後期の郷兵集団」、同氏『増補隋唐帝国形成史論』筑摩書房、一九九八年、二一九―二五七頁。濱口重國・唐長孺・菊池英夫説についても谷川論文参照）、では実際に郷兵を組織・統率していた官職はどれがそれにあたるのかという点、実は明確ではない。西魏で最初に郷兵の結集が行われた当時（大統十二年頃）、その結集を行った郷望に与えられた官が「帥都督」であったことはよく知られている（谷川道雄「西魏二十四軍の成立と豪族社会」『増補隋唐帝国形成史論』四三三―四四八頁）。しかし、最終的に二十四軍制（隋唐の府兵制の前身）が成立した後、郷兵を統率する官がどれであったのかは、史料上に明記されていないのである。濱口重國氏は、その官を儀同府の長官である儀同三司であろうと推測している（濱口、前掲論文一九九―二〇〇頁）。たしかに、西魏の郷兵統率者の多くが帥都督から大都督を経て、北周に替わる頃までに儀同三司に昇進しているので、この見解は妥当であろう。本誌前号で取り上げた虞弘も、北周末に儀同大將軍の職をもって郷団を統率しており、隋代においても、軍府長官の儀同や開府（あるいは車騎・驃騎）が郷団を領したとある（『隋書』卷二八、百官志下、七七八頁）。

ところが、隋代では、儀同や開府などではなく、大都督の官を以て郷兵を統率する例がいくつか見られ、それらは以下のおりである。

- ① 「安修仁碑」（山下、前掲「隋・唐初の河西ソグド人軍団」、六六―六七頁）  
都督に遷され儀同の兵を檢校す。……また大都督と為り、本郷兵を領す。（武威）
- ② 「隋書」卷六四、張翥伝（一五一―一〇頁）  
高祖、相と作り、大都督を授けられ、郷兵を領す。（淮陰）



③ 『北史』卷七六、来護兒伝（二五九〇頁）

開皇の初めに及んで、宇文忻・賀若弼等、広陵に鎮し、並びに深く相い礼重す。大都督に除せられ、本郷兵を領す。（広陵）

ただし、その一方で、軍府長官たる身分で郷兵を統率している例も見える。

④ 『隋書』卷六三、樊子蓋伝（一四八九頁）

高祖、禪を受け、儀同を以て郷兵を領す。（廬江）

⑤ 『隋書』卷六三、劉權伝（一五〇四頁）

高祖、禪を受け、車騎將軍を以て郷兵を領す。（彭城）

右のうち、②～⑤はいずれも陳との境界付近であり、①は武威であるから、これらは隋の縁辺における新たな軍備拡充の動きと見られる（谷川道雄「府兵制国家論」『増補隋唐帝国形成史論』四六三～四六四頁、山下、前掲「隋・唐初の河西ソグド人軍団」一〇～一一頁）。

以上のように、隋の文帝期において、しかも帝国の縁辺で大都督が郷兵の結集・統率を行った例が見られるが、今のところわずか三例であり、しかも軍府長官（儀同等）による郷兵結集も行われているので、これらは通例ではないと考えられる。

すなわち、結論としていえるのは、安伽が帯びた大都督の称号は、位階を示すものと思われるが、散実官として二十四軍制下の軍府に属する大都督とも考えられ、隋代の郷兵結集・統率の事例を参考にすれば、「ソグド郷兵を統率した可能性もある」というところまでである。

西魏～唐初期の華北にソグド人の郷兵集団が多数存在した事例は見られるのであるから、もし仮に安伽がソグド人郷兵を統率したとすれば、それは長安か同州いずれかのソグド人郷兵を率いたと考えねばならないであろう。そしてその場合には、同州の方がより可能性が高いのではないだろうか。なぜならば、本墓誌の誌蓋には「大周同州薩保安君之墓誌記」と刻され、これが死亡時の墓主の正式な肩書きであり、そして誌文第一行の誌題に「大周の大都督、同州薩保、安君の墓誌銘」と記されるのであるから、墓主は同州薩保でありながら長安のソグド人の大都督であったとは考えにくいのである。しかし、以上はあくまでも推測にすぎない。

それならば、当時の同州とはどのような場所だったのであろうか。

## 同州と西魏・北周の覇府

西魏・北周政権にとって、同州は長安と並ぶ、もう一つの政治的中心であった。実質的な権力者である宇文泰・宇文護が、自身の権力機構である覇府（大丞相府・中外府）を同州に置いたのである。永熙三年（五三四）七月、高歡と不和になり、宇文泰を頼って逃れてきた孝武帝が洛陽から関中に入って以来、皇帝と朝廷の所在地である都は伝統ある長安に置かれた。これより前、宇文泰は夏州（陝西省榆林市靖辺県）刺史となって任地にいたが、関中の軍を統率していた賀拔岳が殺害されたのを受けて後継者に推され、平涼（寧夏回族自治区固原市）にいた岳の三軍を併せた。とすると、勢力基盤は夏州・平涼にあったにもかかわらず、宇文泰が取って同州に覇府を置いたのはなぜなのだろうか。

『周書』卷二、文帝紀下、大統四年（五三八）三月の条（二五頁）に、

四年春三月、太祖（宇文泰）諸將を率いて入朝す。礼畢わりて、華州（後の同州）に還る。

とあることから、この時期には同州は宇文泰の本拠地になっていたはずである。折しもその前年、東魏の高歡が二十万の大軍を率いて蒲津から黄河を渡り、同州へ進軍している。弘農にいた宇文泰の元にはわずかな兵力しかいなかったが、慌てて西へ引き返し、同州の南側に位置する沙苑で背水の陣を敷いた。宇文泰は、圧倒的な兵力差を計略でカバーして最終的には勝利を収めたものの、それと同時に、東魏の攻撃を防ぐ上でいかに同州が軍事的に重要な地点であるかを痛感したに違いない。鄴（首都）と晋陽（覇府）の二重体制を採る東魏では、六鎮出身の兵力を高歡の本拠地である晋陽にプールしていた。その晋陽から汾河沿いに南下し、蒲津から黄河を越え、朝邑・同州を経て長安へ向かうルートは、後に李淵が太原（晋陽）で挙兵して長安へ向かったとき、また田仁が五台山から太原經由で長安へ上ったときに利用した経路とも軌を一にする、非常に一般的なものだ。北魏が黄河を隔てて東西に分裂し、互いに正当性を主張し合っていた当時、西魏からすれば敵国といえども東魏を指した。宇文泰は沙苑の戦いを教訓として、長安・晋陽間の要衝であるとともに前線基地でもある同州に駐屯し、最高軍事指導者としての立場を保ちながら、その軍事力を背景に長安の皇帝や朝廷を支配下においたと考えられる。

『周書』本紀には、宇文泰が同州へ赴いた記事が四件見える（「↓」の前後は同州に滞在する前後の所在地）。

（Ⅰ）大統四年（五三八）三月（長安↓）　　八月庚寅（三日・↓穀城）

（Ⅱ）大統四年十月頃（長安↓）　　五年（五三九）冬（↓華陰）

(Ⅲ) 大統九(五四三)年十月(櫟陽↓) 十年(五四四)五月(↓長安)

(Ⅳ) 大統十四(五四八)年五月(長安↓) 十六年(五五〇)七月(↓東伐)

ただし、大統八年(五四二)に第三子の覺(孝閔帝)が、翌九年には第四子の邕(武帝)が同州で生まれていることを勘案すると、平時に同州に滞在した記録は省略され、右記の例は特に重要な情報が残っただけに過ぎまい。(Ⅰ)(Ⅱ)はそれぞれ河橋の戦いの前後、(Ⅲ)は邙山の戦いの後、(Ⅳ)は侯景がいったん南朝梁と結びながら、その後健康を陥れた時期と重なり、全て有事の際の記録だからである。河橋・邙山はともに洛陽の近辺にあり、両魏は北魏の首都であった洛陽を繰り返し争っていた。同州は晋陽方面に備えるのみならず、洛陽方面への進出拠点でもあった。出土資料にも当時の人々の認識を物語っているものがある。北周「盧蘭墓誌」には、墓主が「長安」に薨じながら、大統十七年(五五二)に「同州武郷郡之北原」に仮埋葬され、北斉が滅亡して東西統一された後の北周・大象二年(五八〇)に、夫である元寿安(字は修義)の眠る「洛陽芒山(邙山)之旧陵」に合葬されたことが記載されている。元寿安は北魏の宗室で、彼自身の墓誌によると、北魏・孝昌二年(五二六)に「瀍水之東」、すなわち邙山に葬られた(趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』天津古籍出版社、二〇〇八年、一九〇〜一九二頁、四九一〜四九三頁)。盧蘭の仮埋葬は、邙山への合葬が念頭にあってのことだったが、死亡した長安ではなく同州が選ばれたのは、やはり洛陽への前線という意識があったからではないだろうか。

谷川道雄氏は、同州をこうした対東魏・北斉作戦の戦略基地というだけでなく、宇文氏が元氏の伝統的な権威から独立する意味もあって、長安ではなく同州を軍事的権力の根拠地とした点に着目し、さらにこの首都(権威)の長安と霸府(権力)の同州という二重体制の構図は、北周になってからも基本的に変化はなかったとして、両都制の一種という枠組みで捉えている(谷川道雄「両魏斉周時代の覇府と王都」『増補隋唐帝国形成史論』三九八〜四〇八頁)。これに対して、前島佳孝氏は政権の権力構造はさておき、領域統治という観点からすれば、農耕と牧畜の二つの世界を代表していた東魏・北斉の鄴と晋陽とは異なり、長安と同州は同じく渭水流域の関中盆地に位置しているため、それぞれが独自性を持って領域統治エリアを分け合っていたとは考えがたいとし、両都市をともに西魏・北周政権全体の中核地域と見なしている(前島、前掲「西魏・北周・隋初における領域統治体制の諸相」、二五〜二六頁)。

宇文泰の死後、北周建国の立役者となり、その後十五年にわたり実権を掌握した宇文護は、叔父の宇文泰の手法を踏襲して、同州に霸府(中外府)を開き、軍政を一手に握った。晋国公となった宇文護は、『太平寰宇記』卷二八、関西道四、同州朝邑

県の条（六〇二頁）に、

長春宮は、強梁原の上に在り。周の武帝の保定五年、宇文護の築く所なり。初め晋城と名づく。武帝の建徳二年、長春宮を置く。

とあるように、保定五年（五六五）には同州に晋城（後の長春宮）を建設している。晋城の位置は、現在の大荔県朝邑鎮北西の北寨子村にあり、今では概ね村落や農地になっているが、西側の城壁の版築はそれとはつきり確認できる形で残っている（図2）および大荔県志編纂委員会編『大荔県志』陝西人民出版社、一九九四年、八七七頁参照）。一帯は高台になっており、黄河・洛河・渭河流域の平野を一望できる好立地で、天気が良ければかつての蒲津の渡しあたりにある黄河対岸の鸛鵲楼も見渡せる。つまり、北斉側の異変にもすぐに対処できる場所に身を置いていたことから、宇文護の最高軍事指導者としての第一の責務は北斉対策だったと考えてよい。

建徳元年（五七二）、武帝は宇文護を殺害し、中外府を廃止して軍事権を手中に収めた。しかしその後、武帝は建徳三年（五七四）から五年（五七六）にかけて七度も同州へ行幸している。

- (i) 建徳三年九月庚申（三日…雲陽宮↓）      十月甲寅（二十七日…↓蒲州）
- (ii) 建徳三年十月丙辰（二十九日…蒲州↓）      十一月甲戌（十七日…↓長安）
- (iii) 建徳四年一月癸酉（十七日…長安↓）      三月丙寅（十一日…↓長安）
- (iv) 建徳四年十月甲午（九日…長安↓）      十二月辛亥（二日…↓長安）
- (v) 建徳五年一月癸未（四日…長安↓）      一月辛卯（十二日…↓河東涑川）
- (vi) 建徳五年一月甲午（十五日…河東涑川↓）      三月壬寅（二十三日…↓長安）
- (vii) 建徳五年四月乙卯（七日…長安↓）      五月壬辰（十四日…↓長安）



図2 同州晋城（長春宮）遺址一帯  
（吉田愛撮影、2012年9月）

これは、建徳四年七月、翌五年十月の二度にわたる北斉への進攻と無関係ではなからう。しかし、北周皇帝の同州での滞在期間は総体的に短く、同じ武帝期でも、平時は同州ではなく、醴泉宮・雲陽宮などへの避暑を目的とした行幸のほうが多い。宿敵だった北斉が滅亡すると、同州の存在意義はさらに薄れてしまう。他方、北斉皇帝の晋陽への行幸は、二十七年間に三七回あり、滞在期間も長い傾向にある。したがって、北斉における鄴と晋陽の関係は両都制と呼ぶに相応しいが、北周における長安と同州の関係は、首都と重要軍事拠点の範疇を出るものではなかったと考えられる。

建徳五年〔周書〕では建徳四年〕に同州刺史に任じられた尉遲運の墓誌（北周・大成元年〔五七九〕）には、同州は隩区にして、神牧に埒むらしく、庫兵倉粟、国儲は斯に在り。

とあり、險峻な要害の地である同州には、武器庫や食糧庫が置かれ、国家の蓄えの多くがここに集中していたという（羅新・葉煒『新出魏晋南北朝墓誌疏証』中華書局、二〇〇五年、三〇四―三〇七頁）。なお、同州夏陽県の例ではあるが、『周書』巻三五、薛善伝（六二四頁）には、

時に広く屯田を置きて以て軍費に供さんと欲し、乃ち司農少卿に除せられ、同州夏陽県の二十屯監を領す。又、夏陽の諸山に鉄冶を置き、復た〔薛〕善をして冶監と為し、毎月八千人を役して軍器を营造せしむ。

とあり、屯田を開墾して食糧を生産し、諸山に鉄鍛冶を置いて武器の製造に当たらせたと述べられている。保定二年（五六二）には、龍首渠が開かれ、農地の灌漑に用いられていた（『周書』巻五、武帝紀上、六六頁）。また、時代は下るが、唐代には、『唐六典』巻一七、太僕寺、沙苑監の条（四八八頁）に、「沙苑は同州に在り」と注した上で、

沙苑監は、隩右諸牧の牛羊を牧養し、以て其の宴会・祭祀及び尚食の所用に供することを掌る。

とあるように沙苑監が置かれ、朝廷の行事や皇帝の食事に供する牛羊を隩右の諸牧から預かる官営牧場もあり、牧畜も行える環境だった。そして忘れてはならないのが、この同州には西魏・北周の兵力が集中し、多くの兵士とその家族が住んでいたということである。長安・晋陽、長安―洛陽のルート上に位置し、武器・食糧・家畜そして人口が集中する、対東魏・北斉の最大軍事拠点、これこそが西魏・北周の同州の姿だったのである。

とすれば、同州に薩保が置かれたことを伝える「安伽墓誌」の情報は重要であろう。以上の地政的状况を背景に、ソグド人が同州に進出したことをうかがわせるからである。もし安伽が大都督としてソグド郷兵を率いたのだとすると、当時の情勢から考えて、それはやはり同州のソグド人郷兵だったと見てよいのではないだろうか。